|路占用Q&A(第25回)

*

道路交通法第七七条第一項

ぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為

次の各号のいずれかに該当する者は、それ

に係る場所を管轄する警察署長の許可を受け

なければならない。

二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその

他これらに類する工作物を設けようとする

占用の場所(その4)

道路局路政課道路利用調整室

(前回の続きから)

道に設置したいという要望なんだけど、どう思 会から自治会結成五〇周年の記念碑を国道の歩 大野君、これなんかどうかしら。地元の自治

も占用物件に該当しませんよ。 念碑なんて書いてないじゃないですか。そもそ よ。だいたい、道路法の第三二条にどこにも記 えっ、道路に記念碑ですか。絶対にだめです

はどうして道路に設置することができたのかし 離帯に史跡の石碑が設置されているけど、それ そうかしら。じゃあ、駅前の大通りの中央分

大野係員

それは・

じゃあ、最初から整理していきましょう。ま

ず、記念碑や銅像等は占用物件に該当するのか

大野係員

したが。 僕は、占用物件には該当しないと思っていま

坂上係員

明確に規定されているわけではないけれど、例 はこうしたもの全てを具体的に規定してはいな えば、道路交通法を見てみると、道路使用許可 事例も結構あるようよ。 当するものとして、実際に占用許可をしている が想定されていることになるわよね。道路法で (※)、こうしたものについて、道路上への設置 の対象に石碑や銅像が記載されているから いけれど、「その他これらに類する物件」に該 確かに道路法第三二条には記念碑や銅像等と

に類する工作物」として許可しているんじゃな いかしら。 おそらく、第三二条第一号の「その他これら

大野係員

三及び四

(略

うるという整理ができることとして、 念碑は占用許可していいんですか。 それじゃ、記念碑等は占用物件として該当し

用許可を与えることができるというわけではな いでしょ。個別の事例毎に判断しないと。 占用物件に該当するからといって、直ちに占

大野係員

と、どれどれ。(資料を確認する大野係員) そうでした。今回はどんな事例なんだ。え~

今回の事例概要

自治会結成五〇周年記念碑

高 幅員三メートルの歩道上(車道寄り) 一メートル 幅・奥行きとも五〇センチ

場

地元自治会

歩道に面した部分は公園となっている。 また、自治会の地区内に公民館あり。

大野係員

まず、占用許可の適否について判断する場合、

可を与えることができるとされています。 余地がないため、やむを得ない場合に限って許 道路法第三三条にあるとおり、道路の敷地外に

占用を許可することは困難だと思われます。い ると思いますけど、今回の事例について、道路 れます。それ以外にも問題となりそうな点はあ 狭まり、道路交通に支障を及ぼすことも考えら た、物件を設置することによって歩道の幅員が 置する余地がないとはいえないと思います。ま 思いますけど、少なくとも道路の敷地以外に設 これらを管理している市役所の判断もあるかと かがでしょう。 ていますし、近くには公民館もありますよね。 今回の場合は歩道に面した部分が公園となっ

のか確認してもらうようお願いしたのよ。 園や公民館の敷地内に設置することはできない るのはそれからでも遅くはないでしょう。 の敷地外に設置する余地がないかどうか判断す ているのか確認してみる必要があるわね。道路 記念碑を設置することができるかどうか相談し ね。まずは、自治会が公園や公民館の敷地内に 実は、自治会の方が相談に来られた時に、公 「困難だ」と結論を出すのはちょっと早いわ

どうだったんですか なんだ、そうだったんですか。それで結果は

返事が来たそうよ。 所があるので、そこに設置してもよい、という 市役所に相談したところ、公民館の敷地に場

へえ~、よかったじゃないですか。

坂上係員

じゃないかしら。 のはどんな場合か整理しておいたほうがいいん いから、道路への設置を許可することができる だけど、またこうした要望がないとは限らな 今回についてはね

大野係員

れがない場合なんでしょうね。 い場合で、かつ、道路交通に支障を及ぼすおそ 道路の敷地外に余地がないため、やむを得な

物件の公共性、計画性、安全性の原則を勘案し になるんだろうね。 て、総合的に占用の許否について判断すること それ以外にも、法令の規定はもちろんのこと、

大野係員

あっ、課長。

渡邊課長

ったけれども、研修では他の道路管理者が設置 の事例については道路上への設置には至らなか 考慮しなければならないと書いてあるよ。今回 の判断に当たっては、この三つの原則を十分に 道路法解説にも法の基準のほかに、占用許可

> か聞いてみることもいいかもしれないね。 参考のためにも、どのような考えで許可したの を認めた事例も紹介されると思うから、今後の

います。 そうですね。いろいろと勉強してきたいと思

渡邊課長

るよ。私がいなくても大丈夫だね。 からそんなにたっていないのによく勉強してい しかし、坂上さんも大野君もこの職場に来て

坂上係員

さるから、私たちもいろいろと勉強することが できるんじゃないですか。 そんなことありませんよ。課長が教えてくだ

大野係員

よくわかりませんが。 そうですよ。課長、おっしゃっている意味が

渡邊課長

でいろいろと教えてあげて欲しいんだ。 ね。来月から新しい課長が赴任するから、二人 いやあ、実は今日、異動の内示をいただいて

坂上係員・大野係員

え~!

渡邊課長

というわけで、送別会はよろしくね。

坂上係員・大野係員

突然だなあ・・・。

(この項おわり)